

## 平成 29 年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

### 【環境・ゴミ】

#### 1-1

ワンルームアパートができ、現在は 18 室中 9 室が入居しているが、そこから出るゴミの処理に困っている。市のゴミ集積所設置基準では 10 室以上の共同住宅は、原則として敷地内に集積場所を設置することになっている。しかし、9 室分のゴミということで町内会に加入していないにもかかわらず、町内会が管理している集積所に出されている。アパートを建てる時、建築局はゴミ置き場の設置場所が用意してあるか、循環局が収集できるかの確認をして建築の許可を出してもらいたい。その際、資源循環局がゴミの置き場設置についての話し合いの旗振りをやって欲しい。

(7月1日 区役所 401 会議室・宮田町)

#### <回答>

横浜市では「横浜市ワンルーム形式集合住宅建築物に関する指導基準」により、階数が 2 以上であり、かつ、ワンルーム形式の住戸等が 10 戸以上である建築計画に対して、敷地内にゴミ集積場所を設置するよう指導しており、建築確認申請前に資源循環局の各収集事務所との協議をお願いしています。ただし、この指導基準は、建築基準法に基づく建築確認の審査において審査基準に位置づけられていないため、資源循環局との協議についても義務づけではなく、協議をお願いすることになります。

また、10 戸未満の集合住宅の建築の場合は、許可申請者が地域住民と協議、調整を行い、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本としておりますが、既存の集積場所の使用が困難な場合には、収集事務所と協議を行い、専用の集積場所を設置するよう指導しています。

なお、住戸数にかかわらず、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、許可申請者側が近隣住民および収集事務所と協議し、収集作業が容易に行える場所まで持ち出していただくなどの対応を行うこともあります。

**建築局情報相談課**（電話：045-671-2953 FAX：045-681-2436）

**資源循環局業務課**（電話：045-671-2551 FAX：045-662-1225）

#### 1-2

燃えるゴミの収集が週 2 回であるが、時間が午後 2 時半を過ぎるようになってきた。時間変更の連絡はなく、ゴミ収集後の自治会の管理が大変で、集積場掃除の担当は朝から収集した後まで拘束されている。ひどい時は 4 時頃の時もあり、臭いやカラスのゴミあさりなどが心配である。収集の時間を午前の部（8 時 30 分までに）と、午後の部（12 時までに）などと分けられないか。時間変更をするなら町内会にも連絡をしてもらいたい。

(7月1日 区役所 401 会議室・三ツ沢住宅、峰岡町 1 丁目)

#### <回答>

横浜市では、家庭から出されるごみと資源物を、収集車ごとに担当する地域や順番を決めて、朝 8 時過ぎから夕方まで行っていますが、大型マンション等の建設などによる人口増を踏まえ、収集する地域を見直すことや交通渋滞・道路工事などの道路事情により収集する順番を随時変更することがあります。このため、集積場所ごとの収集時間をお約束することが難しく、市民の皆様には 8 時までにお出しいただくようお願いをしています。ご理解いただきますよう、お願いいたします。

また、清掃当番の負担軽減には、折り畳み式のネットボックスの使用が有効で、ごみを小動物に荒らさ

れなくなり、当番自体も不要になります。このネットボックスは、収集事務所が在庫の範囲内で貸出を行っておりますので、資源循環局保土ヶ谷事務所（045-742-3715）にご相談をいただきたいと思います。

資源循環局業務課（電話：045-671-2551 FAX：045-662-1225）

### 1-3

〈ゴミの不法投棄が多く、防犯カメラ設置やゴミボックスへの補助を願う声が出ました。例を提示しますので検討をお願いします〉

- ① ゴミ集積場に不法投棄が多い。防止のため、分別説明資料や掲示物はないか。対処としては、防犯カメラの設置が必要。防犯カメラを設置するには、補助は有るのか。

（6月27日 川島第4町内会館・水道山、川島第5町内）

- ② ゴミ集積場が散らかっている。かご形ボックスを導入しているが1基3万円を超えるので、簡単には、導入できない。行政でも補助を願いたい。

（6月12日 西谷地区センター・上菅田町（芙蓉ヶ丘）、西谷町（西谷第7））

### 〈回答〉

自治会町内会が防犯カメラを設置する際の費用補助につきましては、「地域防犯カメラ設置補助制度」があります。（今年度は申請の受け付けを6月30日で終了しております。）

#### 【参考】

##### ・補助率

10分の9（県：10分の5、市：10分の4）、上限額：324,000円

##### ・補助対象経費

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費

##### ・補助対象となる防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置するカメラ

※ 不法投棄を取り締まる目的でゴミ置き場のみを撮影するカメラは対象となりません

ゴミ集積場所への防犯カメラやかご形ボックスの設置に対する補助につきましては、市内の集積場所が約72,000か所あり、補助に要する費用が膨大となることから、現状では難しいものと考えております。

しかし、排出状況の悪い集積場所や、カラス等小動物によるごみの散乱など、地域だけでは解決することが難しい課題に、地域の方々と協働して対応するために、不法投棄防止看板の設置や在庫の範囲内でカラスよけのネットボックスの貸出を行っておりますので、地域でお困りの場合は、資源循環局保土ヶ谷事務所（045-742-3715）にご相談をいただきたいと思います。

市民局地域防犯支援課（電話：045-671-3705 FAX：045-664-0734）

資源循環局業務課（電話：045-671-2551 FAX：045-662-1225）

### 【防災】

#### 2-1

〈消火設備の設置や消火栓設置の希望が出ています〉

- ① 木造住宅密集地域・急斜面・路地・階段等で消防車が入れない場所も多い。現在、霞台西部地区と共同で簡易スタンドパイプ式消火器を一機設置しているが、火災発生時に住民が活用できる消火設備がもっと必要なため、設置にかかる補助金を整備してほしい。

（6月16日 イコットハウス・霞台東部）

- ② スタンドパイプ式の消火器を購入したが、狭い道路に限って消火栓がない。消火栓の設置を願いたい。

(6月12日 西谷地区センター・上星川)

<回答>

- ① 横浜市消防局では、平成23年度から初期消火器具等の設置補助事業を展開しております。平成27年度からは毎年100基に対して補助金を交付しており、申請が100件を超える場合は、家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大のおそれのある地域等を優先し、交付決定を行っております。ここ数年は市内全域から100件を超える申請書が提出されており、保土ヶ谷消防署管内におきましても、毎年10件を超える申請書が自治会・町内会から提出されています。

平成29年度の申請受付は、既に締め切りとさせていただいておりますが、平成30年度も事業を継続する予定で、平成30年4月上旬から8月下旬まで、申請を受け付ける予定となっております。

事業内容や申請要領等の詳細につきましては、保土ヶ谷消防署予防課（電話：045-334-6696）まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

- ② 狹隘（きょうあい）道路における消火栓設置についてご要望をいただきましたが、消火栓については国の基準に基づき、横浜市でも消防水利の設置基準を定め、防火対象物から1つの消防水利に至る距離が、(ア)市街地及び密集地は半径100m又は半径120m以下、(イ)市街地又は密集地域以外の地域でこれに準ずる地域にあつては半径140m以下なるように整備しており、保土ヶ谷区内ではほぼ設置が完了しています。

なお、今後も開発や水道管移設などで消火栓の移設等もあり、消火活動上さらに有効な場所への設置にも努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

消防局保土ヶ谷消防署（電話：045-334-6696 FAX：045-334-6699）

## 2-2

豪雨時の崖崩れ、水害被害の恐れがある場合は、避難通知発信を希望者のみならず指定地区住民全員に周知してほしい。

(6月16日 イコットハウス・星川1丁目)

<回答>

保土ヶ谷区の「保土ヶ谷区災害情報通知システム」などの水害時等の情報発信については、情報発信する方のEメールアドレス等の情報の提供を受ける必要がありますので、希望する方への発信となっております。

そのため、当区では土砂災害警戒情報の発表とともに避難勧告を一齐に発令する指定区域にお住まいの世帯の皆さまには、毎年度、両システムへ登録くださるよう案内チラシを各戸に配布するなど、周知に努めています。

また、土砂災害警戒情報の発令時には、システム登録のいかんにかかわらず、指定区域の全世帯の皆様へ巡回広報を実施しているところです。

今後とも、指定区域にお住まいの世帯の方々への情報の提供に積極的に取り組んでまいります。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

## 2-3

以前、元町橋を修理した時の土嚢が崩れた。元町橋、宿場橋近くの公園裏側に大きな石がたまって島状になっている。保土ヶ谷町2丁目から外川神社まで流れてしまった。元町橋から下流側の整備を検討してほしい。

(6月16日 イコットハウス・保土ヶ谷中・元町)

<回答>

現在、今井川では、台風や集中豪雨による水害から市民の命と暮らしを守るため、1時間あたり50mmの降雨に対応する河川改修を進めています。元町橋より下流については一部区間（保土ヶ谷橋からJR岩間川橋りょうまで）を除き整備を完了しており、今後、未整備区間である保土ヶ谷橋からJR岩間川橋りょうまでの区間及び元町橋より上流の整備を優先して進めていく予定です。

ご指摘のとおり、元町橋から下流側にかけて石が点在していますが、既に整備が完了しているため、必要な断面積を確保しています。なお、河床の堆積・洗掘については毎年点検を行っており、点検結果を基にその都度対応しています。ご理解のほどよろしくお願いたします。

道路局河川事業課（電話：045-671-3981 FAX：045-664-5873）

【私有地・空き家】

3-1

〈私有地や地権者不明の土地が、多くの問題を引き起こしているため、解決策を教えてください。例を提示します。〉

- ① 新築の時、道路中心線から2mセットバックが決まりになっていて、その土地は制度としては横浜市へ寄付となるが、現状は私有地のままである。こういう土地を早く市に寄付してもらい、市道として整備する方法はないか。  
(6月27日 川島第4町内会館・川島第5町内)
- ② ホームズ20というマンション前の道路にU字溝があるが、公園の木の根が盛り上がりU字溝の水が流れない。周辺の家の方に水が流れ込むとか、寒い時期にはたまった水が凍る。一角が私有地で土木事務所も抜本的な対策が出来ない。何か良い方法はないか。  
(6月27日 川島第4町内会館・川島第6町内)
- ③ 数十年前に宅地開発した一角（住宅は建っていない）に、雑草が生い茂って迷惑している。地権者は不明で、宅地を開発した会社に聞いても受け付けてくれない。行政の方で対策を立てていただきたい。  
(6月27日 川島第4町内会館・坂本町)
- ④ 県道から新桜ヶ丘方面に抜ける道に急な坂道があって、雨がひどい時には水路が不十分。そこは私道で階段の整備ができない。防災上大きな問題があると思うので何とかしてほしい。  
(6月30日 ほどがや防犯センター・今井町)
- ⑤ 今井町の一部分に下水も完備されてなく、いまだに浄化槽を使っているところがある。地権者が判を押してくれないためである。雨が降ると浄化槽に雨水が入りこんで、溢れ出してしまう。何とか下水設備を整備してほしい。  
(6月30日 ほどがや防犯センター・今井町)
- ⑥ 25系統バス路線の「岩崎中学校前」バス停付近の「耕地整備記念碑（保土ヶ谷第二耕地整備組合）」周辺に約120坪の林があり、不法投棄や見通しが悪く交通事故等も多発している。行政に依頼し敷地内の環境整備をお願いしてきたが、現在、「整備組合解散」により地権者不明となっている。これまで地元自治会で整備はしてきたが、ボランティアとか整備補助金とか何か方法はないか。  
(6月16日 イコットハウス・桜ヶ丘)

<回答>

私有地の敷地内における環境整備につきまして、現在のところ行政が対応できる法的根拠がないため、保土ヶ谷区役所といたしましては、所有者間での解決等をお願いしております。大変恐縮ですが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。こういったお困りごとの情報が入りましたときには、地権者へ情報提供するよう努めています。

なお、隣地等の問題につきましては、次の相談制度をご利用できる場合がありますので、以下にご案内いたします。

- (1) 区役所法律相談（無料／予約制）
- ・毎月第1・第3火曜の午後1時から実施（祝日の場合は休止）
  - ・相談時間は一人30分間（計6枠）
  - ・予約は相談日一週間前の火曜、8時45分から
  - ・予約先：保土ヶ谷区役所広報相談係 電話 334-6221～3
- (2) 空き家・近隣問題無料法律相談（無料／予約制）
- ・12月までの毎日（日曜祝日除く）、神奈川県弁護士会が実施
  - ・相談時間は一人30分間
  - ・予約先：神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター 電話 620-8300
- 保土ヶ谷区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

なお、②⑥以外の各事例に対する回答も以下に掲載します。

- ① 建築基準法第42条第2項の道路に関するセットバック用地については、築造時に寄付する制度にはなっておりませんが、地権者の方が寄付を望まれる場合は、寄付に必要な測量費用等の助成制度もありますので、道路局路政課へご相談ください。

道路局路政課（電話：045-671-2766 FAX：045-651-6254）

- ③ 空き地等における雑草の繁茂など、管理上の問題については、現在、国においても、全国的な状況を踏まえた議論が進められています。本市においても、国の動向を踏まえながら、対応策について検討していきます。今後も市政へのご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

政策局政策課（電話：045-671-4206 FAX：045-663-4613）

- ④ 私道の維持管理や修繕については、土木事務所では行っておりません。

例示でご提示いただきました当該箇所（県道から新桜ヶ丘へ抜ける坂道）につきましては、具体的に相談がきておりますので、引き続き、保土ヶ谷土木事務所へご相談ください。

- ⑤ 例示でご提示いただきました件につきましては、保土ヶ谷土木事務所でも状況を把握しておりますので、引き続き検討してまいります。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

### 3-2

常盤台連合中部町会内のメインストリートは、ほとんど私道でしかも荒れている。町会で日時を決めて、道普請をやっている。材料は町会持ちである。道路が大きく陥没したら補修はどうなるのか教えてほしい。

（7月1日 区役所401会議室・常盤台中部）

#### <回答>

私道の維持管理や修繕については、土木事務所では行っておりません。

私道の維持管理については、土地所有者にて行っていただくものですが、一定の条件のもとで、私道整備助成や公道移管の制度の対応となりますので、詳細については、土木事務所へご相談いただきますようよろしくお願いいたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

## 【道路】

### 4-1

保土ヶ谷駅西口の戸塚寄りの踏切付近の今井川工事が進んでいるが、工事前は踏切を渡って国道1号線へ出る車と、通り抜ける車で道路がふさがり、歩行者は通るスペースがなく危険な状態だった。工事後は改善されるのか教えてほしい。  
(6月16日 イコットハウス・瀬戸ヶ谷南)

#### <回答>

踏切付近については、平成30年3月を目標に現道を拡幅し、これまでの直線車線のほか、踏切を渡って国道1号へ出るための左折車線を約35m新設します。

また、歩行者の安全確保を図るため、路側帯をグリーンに表示します。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

### 4-2

国道16号線の相鉄線上星川踏切より上星川団地入り口踏切の中間の舗道に、古物商が古着などを出して不法占拠をしている。警察から注意してほしい。  
(6月12日 西谷地区センター・上星川団地)

#### <回答>

上記の件につきましては、管轄交番の警察官が経営者に対し、歩道上に商品がはみ出さないよう口頭注意を実施しました。

これからも同様の不正な道路使用が行われないようにしていきます。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

国道に関する情報として、道路管理者である国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所へ、個人情報を除いてお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 電話：045-311-2981（代） FAX：045-316-3551

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

## 【樹木伐採】

### 5-1

近所の家だが、杉の木が伸び放題である。地権者は住んでいるが誰も会ったことがなく、民生委員が伐採を願う電話をしたら「やります」と言うがそのままである。自治会長が折衝しているが、道路標識も隠れるほど木が伸びて、電線にもかかっている。近所からも苦情が出ているがどうしたら良いか教えてほしい。  
(6月30日 ほどがや防犯センター・権太坂境木)

#### <回答>

今回ご指摘いただきました、私有地内における樹木の伐採につきましては、現在のところ行政が対応できる法的根拠がないため、保土ヶ谷区役所といたしましては、所有者間での解決等をお願いしております。大変恐縮ですが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。こういったお困りごとの情報が入りましたときには、地権者へ情報提供するよう努めています。

なお、隣地等の問題につきましては、次の相談制度をご利用できる場合がありますので、以下にご案内いたします。

(再掲)

(1) 区役所法律相談 (無料/予約制)

- ・毎月第1・第3火曜の午後1時から実施 (祝日の場合は休止)
- ・相談時間は一人30分間 (計6枠)
- ・予約は相談日一週間前の火曜、8時45分から
- ・予約先: 保土ヶ谷区役所広報相談係 電話 334-6221~3

(2) 空き家・近隣問題無料法律相談 (無料/予約制)

- ・12月までの毎日 (日曜祝日除く)、神奈川県弁護士会が実施
- ・相談時間は一人30分間
- ・予約先: 神奈川県弁護士会横浜駅西口法律相談センター 電話 620-8300

保土ヶ谷区区政推進課 (電話: 045-334-6223 FAX: 045-333-7945)

## 5-2

環状2号線・今井の歩道橋の右側の山 (横浜市の土地) がうっそうとしている。今では間引きが必要なほど危険な状態である。保土ヶ谷土木事務所には木の剪定だけではなく、間引きもお願いしたい。

(6月30日 ほどがや防犯センター・今井町)

<回答>

ご要望の場所は、道路区域内の雑木林です。現状通行に支障はありませんが、街路照明付近について、樹木が繁茂していたので剪定を実施しました。間引きについては、平成30年度より実施いたします。

保土ヶ谷土木事務所 (電話: 045-331-4445 FAX: 045-335-0531)

## 【交通】

### 6-1

〈私道や道幅の関係で、交通取り締まりが出来ず困っているとの意見が出ました〉

- ① 常盤台連合の中部町会内のメインストリートにおいて、最も困っているのは違法駐車、違法駐輪、放置自転車である。保土ヶ谷警察に取り締まりをお願いするが、この道が私道と告げると取り締まれないと言われる。解決方法を教えてほしい。 (7月1日 区役所401会議室・常盤台中部)
- ② 我が町内会では、毎日、路上駐車が何台もあり、それ以外にも自転車、オートバイが置かれている。そのつど、警察に相談しているが「道幅が4mないから取り締まれません」と言って帰ってしまう。万一、その奥で火災や事件があったら警察・消防車両は入れない。狭い道路だからこそ取り締まってほしいと思うが、警察の考えを聞きたい。 (6月27日 川島第4町内会館・川島第4町内)

<回答>

上記の件につきましては、現場の状況を確認したうえで、最適な結果をお示ししたいことから、お手数ですが、保土ヶ谷警察署交通課交通指導係まで、ご連絡ください。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係 (電話: 045-335-0110 (代) FAX: 045-332-0110)

### 6-2

大池道路の三ツ沢住宅前で、車の走行スピードが速いのが原因と思われる交通事故が、約4ヶ月間に3件発生した。住民が高齢化しているので心配だ。対処を検討していただきたい。

(7月1日 区役所401会議室・三ツ沢住宅)

<回答>

上記の件につきましては、今回の提言・要望事項を踏まえ、交通事故の防止対策を行います。  
保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

6-3

自転車の右側通行など、危険な乗り方をする人が多いので、もっと教育をしてほしい。警察は、強固な取り締まりを願いたい。  
(6月16日 イコットハウス・保土ヶ谷中・元町)

<回答>

区役所では、自転車利用者のマナー向上について、警察署や交通安全協会、学校などの教育機関や、自治会町内会等地域の団体と協力し、啓発活動等を推進しております。

これまでも、小学校での児童への交通安全教室及び、保護者を対象にした交通安全講話、子どもから高齢者までを対象とした3世代安全教室など、幅広い世代に啓発活動を行ってまいりました。また、各季に実施するキャンペーンでは、リーフレットの配付や自転車利用マナー向上の呼びかけを実施しています。

今後も引き続き関係機関と連携し、幅広い世代に自転車マナー向上の啓発活動を実施してまいります。  
保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

現在、保土ヶ谷警察署では、岡沢町エリア、保土ヶ谷町エリアを自転車取締りの重点地区に指定し、危険な自転車の運転手に対し、指導取締りを実施しています。

また、この取締りと併せて安全講話、小学生を対象とする「はまっこ交通安全教室」等を通じて自転車の正しい乗り方などを指導しています。

今回の提言・要望事項を踏まえ、引き続き指導取締りを推進してまいります。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

6-4

上菅田小へ行くスクールゾーンで、7時半から8時半の進入禁止時間帯に車が入るのが多く、以前は交番の警察官が来てくれたが、最近は学援隊メンバーが立っている。警察の取り締まりをお願いしたい。

(6月12日 西谷地区センター・上菅田町(百合ヶ丘))

<回答>

上記の件につきましては、今回の提言・要望事項を踏まえ、学援隊メンバーと協力しながら通学児童の安心・安全のため、通学路対策を実施してまいります。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

6-5

三ツ沢公園競技場裏駐車場近くの、三ツ沢公園に行く際に渡る横断歩道で、歩行者と車が接触するようなことがたびたびある。以前にも死亡事故があった。この横断歩道に信号機を取り付けてもらいたい。

(7月1日 区役所401会議室・岡沢南)

<回答>

上記の件につきましては、信号機取付けの適否も含め、具体的な場所を特定する必要があるため、保土ヶ谷警察署交通課交通係まで、ご相談ください。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）



## 【交番設置】

### 7-1

相鉄線にはほとんど駅の近くに交番がある。天王町駅は平成31年にリニューアルされると、利用者はもっと増えるであろう。警察は防犯・安心のためにも駅周辺に交番を設置してほしい。

(7月1日 区役所401会議室・天王町)

### <回答>

神奈川県警察の交番設置方針につきましては、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するため、スクラップ・アンド・ビルド（老朽化し、非効率な施設を廃止して、新しい施設に置き換えることで効率化を実現すること）を原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

天王町駅前地区は、保土ヶ谷警察署宮田町交番が管轄しており、同地区から約600メートルと近接した地区内に、同署岩間町交番及び戸部警察署南浅間交番の2交番が設置されている状況等を踏まえ、天王町駅周辺に交番を新設することは困難な状況でありますので、ご理解ください。

保土ヶ谷警察署警務課住民相談係（電話：045-335-0110（代） FAX：045-332-0110）

## 【住居表示・街区表示】

### 8-1

#### <住居表示の早期実施を願う意見が出ました>

① 狩場町は広すぎて訪問先がなかなか分からない。住居表示を実施して、丁目などにくくって整理できないか。行政で検討してほしい。

(6月16日 イコットハウス・狩場町)

② 上星川まで住居表示ができています。上菅田においても住居表示を実施していただきたい。

(6月12日 西谷地区センター・上菅田町(百合ヶ丘))

### <回答>

住居表示の実施については、住所が分かりやすくなる一方、区域内にある全ての建物の住所が変更となることから、運転免許証の住所変更をはじめ、不動産や法人に係る登記手続等、多くの手続を皆様に御負担いただくこととなります。

こうしたことから、住居表示を実施するには皆様に「住居表示」を御理解、御協力いただくことが必要です。その地域の連合自治会や町内会による合意など、地域の皆様の総意として御要望をいただいたうえで、具体的な検討や調整を始めることとなります。

なお、住居表示の実施には、地域での事前調整や実施案の検討、市議会での実施案の議決など、法的手続も必要であることから、検討開始から実施まで最短でも3年程度の期間を要します。

また、既に検討中の地域もあるため、御要望をいただいても調整まで、一定程度お時間をいただくことがありますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

市民局窓口サービス課（電話：045-671-2320 FAX：045-664-5295）

### 8-2

住所の表示（街区表示）は国道沿いにはあるが、住宅街にはほとんどない。消防車、救急車を呼ぶときにも困るので、電柱の5本～10本に1本くらいの割合で街区表示をお願いしたい。

(6月16日 イコットハウス・南部地区・グランドメゾン)

### <回答>

街区表示板の掲示について、南部地区の国道1号線を想定して回答します。

横浜市では、「住居表示に関する法律」に基づき、住居表示を実施した町には街区表示板を設置しています。したがって、住居表示を実施していない町には原則として設置していません。

また、電柱に設置してある巻き広告に街区番号や地番が記されていることがありますが、これは広告会社の御厚意で独自に掲示していただいているものです。

国道1号線沿いの権太坂一丁目から三丁目までを除き、そのほかの町は住居表示を実施していません。そのため、沿道にある瀬戸ヶ谷町や岩井町などでは街区表示板未設置となっていますので、御理解くださいませよう、お願いします。

市民局窓口サービス課（電話：045-671-2320 FAX：045-664-5295）

## 【公園】

### 9-1

常盤台北部には公園がない。空き地を公園化しようと運動している。具体的に目標地は3カ所あり折衝中（いずれも民有地で雑木林）。公園化のための諸費用はどうか教えてもらいたい。土地の提供を受けられたら管理は自治会ですつもりである。（7月1日 区役所401会議室・常盤台北部）

### <回答>

横浜市では、新しく公園を整備する場合、市が土地の取得・整備・管理を行います。公園整備については、「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、小学校の通学範囲（小学校区）を単位とした公園の配置計画を定めております。当面の配置目標として、概ね1小学校区につき街区公園（面積0.1ヘクタール以上で0.25ヘクタールを標準とするもの）を2カ所、近隣公園（面積1ヘクタール以上を目安に2ヘクタールを標準とするもの）を1カ所として、公園の配置を進めています。ご要望いただいた地域は常盤台小学校区に該当しており、街区公園が7カ所と、近隣公園と同等以上の機能・施設を持つ地区公園（常盤公園）が1カ所配置されています。配置計画は、当地区の公園はほぼ充足している状況であり、充足していない地域を優先して整備していく必要があるため、市が土地を取得し新たに公園を整備する予定はありません。

また、公園以外にも、「子どもの遊び場」があります。設置条件等の詳細は、区地域振興課までお問い合わせください。

環境創造局緑地保全推進課（電話：045-671-2641 FAX：045-224-6627）

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6301 FAX：045-332-7409）

### 9-2

区老連・和田東地区で星川中央公園内のグラウンドを利用したときに、電気のコンセント使用をお願いしたが断られた。公園を管理している所と土木事務所が貸せないという。利用料金を払っているのに中の設備が使えない理由を知りたい。（7月1日 区役所401会議室・峰岡町3丁目）

### <回答>

公園内のトイレのコンセントは、維持管理用であり、お貸ししておりません。

なお、公園内には地元自治会等がイベントでご使用できるコンセントボックスが設置されています。ご使用の度に別途、東京電力との契約が必要となりますが、管理運営委員会に連絡し、使用することができます。また、同公園多目的グラウンドの使用料金は、管理運営委員会が管理するためにいただいているものでありますので、電気代金は含まれておりません。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

## 9-3

相鉄バス・今井大上バス停の右側にある松林を公園にするということだが、その詳しいプランを教えてください。  
(6月30日 ほどがや防犯センター・今井町)

### <回答>

当該の公園予定地（(仮称)今井町大上公園、保土ヶ谷今井町613番地2）は、公園として整備するための設計を行っており、現時点では整備内容を検討中です。今年度の下半期に意見交換会を開催し、地域の皆さんのご意見をいただきながら進めていく予定です。整備工事については、平成30年度～31年度の2か年での整備を予定しています。

環境創造局公園緑地整備課（電話：045-671-2652 FAX：045-671-2724）

## 【トイレ】

### 10-1

宮田町公園にはトイレがない。地元ではトイレ設置には賛成・反対など様々な意見があるが、昼間は多くの子どもたちが遊び、多くの高齢者がベンチで談笑している。土木事務所に相談したらこの公園の規模ではトイレ設置は駄目だと言われた。面積ではなく、利用者の多い現実などを見て考えてほしい。

(7月1日 区役所401会議室・宮田町)

### <回答>

トイレの設置につきましては、遠くからの利用者の多い公園や、野球場等、長い時間滞在する施設がある公園など、トイレの必要性が高い公園には設置していますが、その他の身近な公園では利用者マナーによるトラブルの原因になることも多いため、基本的には設置しておりません。

ただし、設置する場合は、周辺にお住いの方々のご理解や、公園愛護会・町内会による管理等の協力などがが必要です。引き続き、保土ヶ谷土木事務所下水道・公園係とご調整させていただきますようお願いいたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

### 10-2

人工肛門を装着の人は外出しにくい現状がある。個室でメンテナンスのための水道設置などがある多機能トイレは保土ヶ谷区にあるか。また外出時に多機能トイレの設置場所を知る方法はあるか。

(6月16日 イコットハウス・瀬戸ヶ谷南)

### <回答>

保土ヶ谷区内の多機能トイレにつきましては、保土ヶ谷区役所、JR保土ヶ谷駅、相鉄線の天王町駅、星川駅、和田町駅、上星川駅、西谷駅等に設置しています。

なお、市内の鉄道駅におけるオストメイト対応水洗器具のある多機能トイレの設置状況については、平成29年度版横浜暮らしのガイド（以下「暮らしのガイド」といいます。）の12、13ページに掲載しています。暮らしのガイドは、各区役所の広報相談係、行政サービスコーナー、市立図書館、地区センター、市民情報センターにて無料で入手できますので、ご利用ください。

また、市内公園における設置状況についても、スマートフォン用アプリ「PARKFUL」（民間団体が運営）で情報提供が行われているため、確認が可能です。他にも、公衆トイレの設置状況については、資源循環局公衆トイレマップ（ホームページ）において情報発信を行っています。民間施設におけるオストメイト

対応水洗器具のある多機能トイレの設置状況については本市では把握しておりませんので、大変お手数ですが、それぞれの施設管理者にお問合せいただきますようお願いいたします。

参考までにオストメイトの関係団体において設置場所をホームページで記載しておりますので、必要に応じてご確認頂きますようお願いいたします。

#### ■市内鉄道駅

「平成 29 年度版横浜市暮らしのガイド」

横浜市全域マップ 路線別バリアフリー情報 (P. 12~13)

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/koho/lifeguide/>

#### ■市内公園

スマートフォン用アプリ「PARKFUL」

<https://parkful.net/parkful/>

(※サイトの運用は民間団体が運営を行っています。ご利用にはダウンロードが必要です。)

#### ■市内公衆トイレ

資源循環局公衆トイレマップ

<http://gistat.city.yokohama.lg.jp/yokohamap/php/view/map.php?mapid=281>

#### ■オストメイト JP アドレス

<https://www.ostomate.jp/>

保土ヶ谷区高齢・障害支援課 (電話：045-334-6349 FAX：045-331-6550)

健康福祉局福祉保健課 (電話：045-671-2387 FAX：045-664-3622)

資源循環局業務課 (電話：045-671-2555 FAX：045-662-1225)

### 【バス・バス停】

11-1

相鉄の高架化の完成時(踏切解消時)に、25系統、22系統のバス(市営バス)を、区の主要な行政施設が揃っているエリアである区役所の前を通るルートに変更を要望したい。

(6月16日 イコットハウス・栗の沢西)

#### <回答>

現在、市営バスでは、保有するバス車両と乗務員を最大限活用して、現在のバス路線を運行しております。

ご提案いただきました路線を運行するためには、新たにバス車両と乗務員の用意が必要となるため慎重に判断する必要があります。また、ご要望のルートの一部の道路幅員が、片側2.3メートルしかなく、大型バスが運行できない等の課題もあります。しかしながら、相鉄線では、高架化をはじめ、JR線や東急線との相互乗り入れが予定されており、沿線地域のお客様の動向や道路状況が大きく変わることが予想されます。

今後も、各系統お客様のニーズに見合った路線となるよう注視していくことが必要と考えており、今回のご要望は、一つのご意見として参考にさせていただきます。

交通局路線計画課 (電話：045-326-3865 FAX：045-322-3912)

11-2

<坂の上に位置する町から、バス運行を要望する意見がありました>

- ① 常盤台地区は高齢化率が高い。坂の上に位置しており買い物に大変不自由している。高齢者が苦しうに荷物を持って坂を上がってきている。小型バスを運行するなどの対策は考えられないか。

(7月1日 区役所 401 会議室・常盤台中部)

- ② 法泉町の坂の上に住んでおり、高齢者が多くてバス停まで行くにも杖を突いて大変である。小型バスを法泉町の上の方に走らせてもらいたい。

(6月30日 ほどがや防犯センター・法泉境木)

#### <回答>

路線バスは、利用者からの運賃収入によって運行経費等が賄われ、収支に見合うこと等が、運行を決める条件となります。このことを踏まえ、路線の新設・延伸、増便や、停留所の設置等はバス事業者が判断することになります。今回頂いたご要望は、近隣路線を運行するバス事業者にお伝えします。

また、本市では、地域が主体的に地域交通の導入に向けた取組を行う場合、その取組に対して支援を行う「地域交通サポート事業」を平成19年度から推進しています。この事業は、導入に向けた取組がスムーズに進むよう、計画づくりから運行に至るまで様々な支援を行うものです。

事業の詳細につきましては、下記ホームページにてご覧いただくことができます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/plan/chiiiki/>

道路局企画課交通計画担当 (電話：045-671-3800 FAX：045-651-6527)

ご要望の区域のバス運行については、相鉄バス株式会社が所管となります。ご要望の趣旨を、個人情報を除いて、相鉄バス株式会社にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

相鉄バス株式会社営業計画課 電話：045-319-2527

保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

#### 11-3

相鉄バス停移設のお願い。大池道路の聖ヶ丘学園バス停は歩道幅が50センチくらいしかない。バスを待つ人が並んでいると(特に雨降りのときなど)、通行が出来なくてやむなく車道を歩かざるを得ない。危険なので対策を考えていただきたい。

(7月1日 区役所 401 会議室・常盤台北部)

#### <回答>

ご要望のバス停移設については、相鉄バス株式会社が所管となります。ご要望の趣旨を、個人情報を除いて、相鉄バス株式会社にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

相鉄バス株式会社営業計画課 電話：045-319-2527

保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

#### 【高齢者】

##### 12-1

自治会では一人暮らしの方を把握はしているものの、何か起こる前や起こった時の対応策として、行政で高齢者向けの総合・包括的な小冊子を作り、敬老会時に配布すれば本人も地域も、この冊子をベースに対応できるので検討をお願いしたい。

(6月16日 イコットハウス・霞台西部)

<回答>

ご提言いただいたような、高齢者向けの総合・包括的な冊子は、現在、横浜市・保土ヶ谷区とも作成していない状況です。近年、高齢者の増加や取り巻く環境の変化に伴い、それに対応する制度・サービスも多様化しております。

ご提言も踏まえ、今後、ひとり暮らし高齢者を含めた高齢者向けのわかりやすい冊子作成に向けて検討してまいります。

保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6381 FAX：045-331-6550）

保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6313 FAX：045-333-6309）

12-2

父親が認知症で一時行方不明となり家族は心配した。以前に認知症キーホルダーをもらっていた。そこに「行方不明になったらケアプラザに連絡を」とあり、キーホルダーに連絡先としてケアプラザの電話番号が記されているが、深夜などは対応が難しいと思うので、行政機関などで24時間対応を検討して頂きたい。  
(6月16日 イコットハウス・西区・元久保町)

<回答>

現在保土ヶ谷区では認知症の理解や対応、地域でのみまもりの輪を広げる活動を進めております。平成28年1月より、区内に住む認知症の方の、万が一の行方不明時に備え、「保土ヶ谷区徘徊みまもりSOSネットワーク」を開始いたしました。

なるべく早く、本人を保護できるように、関係機関で協力し、地域ぐるみの発見協力・見守り体制づくりを目指しております。具体的には本人やご家族などが事前にお近くの地域ケアプラザもしくは区役所に事前に登録を行っていただき、同意いただける場合は神奈川県警察にも同じ情報を共有致します。実際ご本人がいなくなった時は、①家族が保土ヶ谷警察者へ行方不明通報、②登録している地域ケアプラザまたは区役所へ連絡、③連絡を受けた機関は、各関係機関（区内7か所の地域ケアプラザ、事前に登録いただいた5社の発見協力機関）にFAXで情報提供、という流れで対応させていただいております。開始より111人（8月末現在）の方にご登録いただいております。

警察との連携を強化し、認知症の方が行方不明時のネットワークをさらに進めてまいります。今後ともお気づきの点がございましたら、ご提案くださいますようよろしくお願いいたします。

保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

【水道設置】

13-1

〈道路や公園内の花壇で、水遣りに不自由してるとの意見がありました〉

- ① 西久保町東部のJR沿いにハマロード（プロムナード・散歩道）があり、昨秋より園芸活動をしている。しかし水遣りが大変で、現在、300メートル離れた西久保町公園まで高齢者が汲みに行っている。水道設置を含めて良い方法はないか。  
(6月16日 イコットハウス・西久保町東部)
- ② 天王町公園には水道が1カ所しかなく、花壇から非常に遠くて、夏場には水道からバケツで水を運んできて撒いている。公園整備をやっているのは高齢者が多いので、花壇の近くに水道を設置してもらいたい。  
(7月1日 区役所401会議室・天王町)

<回答>

- ① 道路の清掃・美化活動であるハマロード・サポーター事業にご協力をいただきましてありがとうございます。活動に必要な水の調達方法については、皆さまと土木事務所が知恵を出し合いながら対策案

を考えてまいります。

- ② 花壇等への散水におきましては、公園愛護会等のご要望があれば設置する方向で検討いたします。設置希望箇所等につきまして、一度保土ヶ谷土木事務所下水道・公園係までご相談くださいますようお願いいたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

## 【自治会加入】

### 14-1

〈行政はもっと自治会加入を強く訴えてほしいとの意見がありました〉

- ① 川辺町には新しいマンションが次々と建設されているが、自治会は不要との住民の考えもあるようで、自治会がないところや、自治会があっても連合町内会に加入しないところもある。行政として強制は出来ないとしても、自治会・町内会の必要性、自治会活動の有意義性などをアピールするなど、もっと指導性を発揮してもらいたい。（7月1日 区役所401会議室・ライオンズマンション星川）
- ② 行政発行のパンフレットに自治会加入についてメリットが書いてあるが、自治会に入らない場合のデメリット、たとえばゴミ集積所の管理は自治会が行っているのに、自治会に未加入の人はこの集積所を利用できないところもある、などと説明してもらいたい。

（6月27日 川島第4町内会館・睦が丘）

### 〈回答〉

- ① ご指摘の通り、自治会町内会活動は地域住民の自主的な活動ですので、行政としても加入を強制することはできませんが、川辺町内のマンションについては、建設予定地を区域とする自治会町内会に対する加入促進支援として、区から自治会町内会長に工事完了予定日、戸数、建築主等の情報を提供しています。そのほか、集合住宅に関わる基本的な加入促進として、横浜市では、不動産業者に対して、不動産売買や賃貸借契約の際に自治会町内会への加入をご案内していただくよう協力をお願いしております。

今後、上記に加え、マンションにお住まいの方々に対して、マンション周辺の自治会町内会や管理会社等と連携しながら、加入案内リーフレットを各戸配付するなど、自治会町内会活動参加への働きかけを行っていきたいと考えております。引き続きお力添えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

- ② 保土ヶ谷区では、自治会町内会の魅力、加入することによる利点をPRすることで加入促進を図っていきたいと考えております。また、個々の自治会町内会における活動に関する取り決め事項等の詳細については、自治会町内会ごとに地域の方々に対する説明をお願いしております。

一方で、ご指摘いただいた通り、自治会町内会に未加入であることのデメリットを、加入のメリットと合わせてお示しすることで、より自治会町内会活動への関心が高まるものと考えております。例として、班回覧が行われない未加入世帯は、行政からの最新情報や地域での行事に関する情報が得られにくくなるのが挙げられます。

いただきましたご意見は、今後、自治会町内会の加入案内のリーフレットを作成する際などに参考とさせていただきます。自治会町内会活動の魅力とその重要性が、より一層伝わるよう努めてまいります。

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

## 【個人情報】

### 15-1

町内会で敬老祝い品の配布調査をするが、回覧で対象者の名前と生年月日を記入してもらうのは個人情報

報保護に抵触するか。また、バス旅行の参加者募集では、同様に回覧で希望者の氏名を記入してもらい、年齢・生年月日などは後で役員が個人的に必要な事項を伺う方法は、個人情報保護に抵触するか。

(7月1日 区役所401会議室・峰岡町1丁目)

<回答>

本人の知らないところで勝手に個人情報を収集したり、利用したりしてはいけないというのが、個人情報保護の基本的な考え方です。したがって、敬老祝い品の配布調査やバス旅行の参加者募集のためであることを明示して、本人に氏名や生年月日を記入してもらうことは、なんら個人情報保護に抵触するものではありません。

回覧で記入してもらうとほかの世帯の目に触れることにはなりますが、そのことも承知したうえで自ら記入するということになりますので問題はないと考えられます。

もっとも、回覧で目にした方がその個人情報を自治会町内会以外に提供するなどのリスクもあることは否定できませんし、ほかの世帯の目に触れることに抵抗を感じる方もいらっしゃると思います。その点で、氏名だけを記入してもらい役員の方が個別に伺うという方法は、より個人情報保護に配慮した方法であるということになります。

なお、回覧で記入してもらう方法を基本としつつ、記入することに抵抗のある方は役員に直接提出したり連絡したりすることができるようにするという方法も本人の意思を尊重した丁寧な対応と考えられます。

個人情報には、支障のない範囲で個人情報を開示し合うことで相互の関係を築き、深めることにつながるという面もありますので、可能な範囲で地域の実情に応じてご検討いただければと思います。

市民局市民情報課（電話：045-671-3883 FAX：045-664-7201）

15-2

町内会において支援する人、支援してほしい人の情報や状態をどう把握するのかを知りたい。民生委員が把握していると思うが、その情報を町内会に流して良いのか役所の考え方を教えてほしい。緊急時には特例として個人情報を町内会に流しても良いとしても、平時から民生委員の持っている情報が事前に町内会に流れていなければ、災害時は町内会メンバーが支援するのだから、役所は平時から要援護者の情報を自治会に流すように推進してもらいたい。

(6月12日 西谷地区センター・西谷町(西谷第4))

<回答>

自治会町内会が災害時要援護者の情報を把握する方法としては、自治会町内会が支援の必要な方を募集し、自主的に申し出ていただく方法や、区と協定を締結し、区から対象者へ意向確認を行った上で名簿提供を受ける方法(情報共有方式)など、様々な方法があります。

民生委員・児童委員は、活動をする中で支援が必要な方についての情報を把握することもあります。民生委員法により守秘義務が課せられているため、本人の同意なしに他者へ情報を提供することはできませんが、本人から同意を得られれば提供が可能です。

いずれの場合であっても、自治会町内会と民生委員・児童委員を含めた地域の様々な方々が協力・連携し、情報共有して把握を進めていただくことが望ましいと考えます。区としても様々な機会を捉え、自治会町内会の取組事例の紹介や情報共有方式の制度についての周知・説明に努めてまいります。

保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309）



## 【補助金申請】

### 16-1

平成29年度の自治会補助金申請が終わったが、その補助金の給付が遅すぎる。27年度の例だが、6月申請して翌年2月の給付（防災補助金）という事があった。あまりに給付までの時間がかかりすぎて、会計年度が2月～1月末の当自治会では、同年度に新旧給付が2回行われ紛らわしかった。もっと速やかに給付してもらいたい。  
(7月1日 区役所401会議室・常盤台・アンジュの丘)

#### <回答>

町の防災組織活動費補助金の過年度分について、交付が遅れたことにつきまして、お詫び申し上げます。現在は、円滑に交付ができるよう事務を行い、平成29年度分については、本年6月末までにご申請いただいた自治会町内会については10月中に交付ができるよう進めております。

また、自治会町内会に対する「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」は、ご申請いただいた後、自治会町内会ごとにその内容を精査し、内部手続きを経て、交付の決定を通知し、請求書をいただいた後、交付という流れになっており、補助金のお支払いまでに一定期間をいただく場合もございます。

今回のご意見を重く受け止め、補助金交付の遅滞により、自治会町内会の各種事業・活動に支障を来すことのないよう、迅速かつ適正な補助金交付手続きに努めてまいります。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

### 16-2

区役所に申請書類を提出する際（特に予算、決算関係）、申請書のデータファイルでの配布を希望する。エクセルやワードの汎用的ソフトのデータファイルであれば、個人で作成し申請が可能なので、紙ベースの配布と並行で願いたい。  
(7月1日 区役所401会議室・常盤台・みどりが丘)

#### <回答>

ご要望いただきました地域活動推進費補助金に係る各様式（「補助金交付申請書」、「活動実績報告書」、「収支予算書」、「収支決算書」）については、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会及び横浜市市民局市民協働推進部のホームページにて、ダウンロードいただくことが可能ですので、ご利用ください。

CD-ROM等の外部ストレージを用いたデータの配布については、ホームページからの電子データダウンロードが可能なおことから、現在行っておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

■保土ヶ谷区連合町内会長連絡会

<http://www.hodogaya-kurenkai.jp/download/index.html>

■横浜市市民局市民協働推進部

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/jitikai/suishinhi/>

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

## 【その他】

### 17-1

#### <高齢者サロン>

高齢者が自分の悩みとか、一人暮らしの悩みなどを打ち明ける友達を作るには、たまり場が必要。市外

で民生委員をしている友人が、市からの援助をいただいて空き家を改装して、1人50円か100円を徴収して高齢者が集まるサロンを運営している。横浜市ではこのようなサロン活動に、空き家の利用や運営に対して補助金は出るのか。 (6月12日 西谷地区センター・上菅田町(茶の木台))

#### <回答>

区民の皆さんが地域で活動するにあたり、横浜市・保土ヶ谷区、区社会福祉協議会からの様々な支援制度がありますので、ご案内させていただきます。

#### 【あったかほ도가や助成金】

区内の福祉活動団体への助成については、保土ヶ谷区社会福祉協議会による『あったかほ도가や助成金』が広く活用されています。審査の結果、助成が決定した場合は、活動場所の維持費も助成対象となります。サロン活動の場合は、内容・回数に応じて上限5万円~25万円までの助成となっています(ただし、今後制度の見直しを予定しています)。御検討いただく場合は、保土ヶ谷区社会福祉協議会まで御相談をお願いいたします。

保土ヶ谷区社会福祉協議会 電話：045-341-9876 FAX：045-334-5805

保土ヶ谷区福祉保健課 (電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309)

#### 【地域・まちづくり活動補助金制度】

豊かな地域づくりをすすめる自主的なまちづくり活動に対し、活動費の一部を支援する「地域・まちづくり活動補助金制度」がございます。申請内容に応じて補助額に上限があり、サロン活動の場合は最高15万円となっています(ただし、今後制度の見直しを予定しています)。御検討いただく場合には、保土ヶ谷区地域振興課までご相談をお願いいたします。

保土ヶ谷区地域振興課 (電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409)

#### 【地域運営補助金】

「地域運営補助金」は、地域社会やまちづくりにつながり、社会公共性を持つ団体活動の活動費の一部(対象経費の10分の9、1申請団体あたり上限20万円)を補助することにより、支援しております。なお、自治会町内会を含む2つ以上の主体が連携していることが条件となります。詳細につきましては、区政推進課地域力推進担当までご相談いただきますようお願いいたします。

保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6380 FAX：045-333-7945)

#### 【ヨコハマ市民まち普請事業】

「ヨコハマ市民まち普請事業」とは、市民の皆さまから、高齢者の見守りや子育て支援、多世代交流、自然環境や歴史資源の保全、防災、防犯など、地域の課題解決や魅力向上のため、地域の特性を生かした施設整備の提案を募集し、二回の公開コンテストで選考された提案に対して次年度に最高500万円の整備助成金を交付する事業です。

具体的なご相談につきましては、下記担当まで直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

(担当) 都市整備局地域まちづくり課 電話：045-671-2679 FAX：045-663-8641

#### 【介護予防・生活支援サービス補助事業】

介護保険制度の中で、地域で高齢者の介護予防や生活支援の活動を実施されている団体等に対する補助事業「介護予防・生活支援サービス補助事業」が平成29年度より開始されました。地域で要支援者等

を対象に介護予防や生活支援の活動を行う団体等に、その活動に係る費用（1年間に家賃等を最大240万円、活動費等を最大60万円）を補助いたします。交付要件や申請手続に御検討いただく場合は、最寄りの地域ケアプラザまで御相談をお願いいたします。

保土ケ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

## 17-2

### 〈エレベーター設置〉

保土ケ谷駅東口のバスターミナル利用者（特に車椅子利用者）が階段の昇降に困っているため、陸橋とバス停をつなぐエレベーターがほしい。

（6月23日 イコットハウス・南部地区・駅前ハイツ）

### 〈回答〉

保土ケ谷駅周辺では、誰もが円滑に移動し、駅や施設を利用できるよう、バリアフリー化を進めるための基本構想を、平成29年度から平成30年度の2か年で策定します。エレベーターについては、本構想との整合を図りつつ、早期に整備を進めていきます。

保土ケ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

保土ケ谷区区政推進課（電話：045-334-6374 FAX：045-333-7945）

## 17-3

### 〈相鉄線高架工事〉

相鉄線の高架化工事が完了した後の、高架下の土地利用について教えていただきたい。

（6月16日 イコットハウス・初音ヶ丘）

### 〈回答〉

相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業は、平成30年の全線高架化を目標に工事を進めています。

鉄道の高架化後は、33年度を目標に周辺の道路整備を行い、併せて高架下の利用を進めていきます。高架下の利用については、引き続き地域ニーズの把握に努め、区や土地所有者である鉄道事業者と連携しながら検討していきます。

道路局事業推進課（電話：045-671-2757 FAX：045-651-6527）